

大阪市の児童相談所（一時保護所を含む）設置数の経過について

1 経過

（児童相談所の 1 か所体制から 3 か所体制へ）

本市では、専門性の確保、安全確認や職権保護などの緊急対応の体制確保の観点から、スケールメリットを活かし、ながらく 1 か所の児童相談所で対応してきた。平成 22 年 1 月には、平野区から中央区に移転し、増加する相談に対応し、迅速に安全確認等が実施できるよう業務の効率化を図ってきたところである。

しかしながら、児童虐待死亡事案を受けて平成 21 年 9 月にフリーダイヤルの児童虐待ホットラインを開設した結果、市民からの通告が増加したことや、警察をはじめとする関係機関からの通告が増加したことなど平成 21 年度 1,606 件であった虐待相談件数が、平成 25 年度には 3,193 件となり、引き続き増加傾向にあったので平成 26 年度に 3 か所設置を決定した。

（こども相談センターの建替え）

その後、平成 28 年 6 月児童福祉法の改正により、児童福祉司の配置標準が見直され、人口 4 万人に 1 人を基本として、虐待対応の発生率が全国平均よりも高い場合には業務量に応じ上乘せ、児童心理司については、児童福祉司 2 人につき 1 人以上配置することになった。

さらに平成 30 年 12 月には東京都目黒区で発生した虐待死亡事案をうけて、児童福祉司については人口 3 万人に 1 人を基本とし、里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司を追加配置することが決定された。

加えて平成 30 年 7 月に発出された「一時保護ガイドライン」では、一時保護所において個別対応を可能とするような職員配置や環境整備が求められている。

現在のこども相談センター一時保護所は、児童福祉施設（一時保護所の施設基準が準用される。）の旧基準に基づき整備されており、現在の基準やガイドラインに対応できていない。

また、施設は老朽化しており、施設更新が必要だが、敷地に埋蔵文化財があるため、現地建替えは困難である。

こうしたことから、児童相談所 3 か所体制を前提として、一時保護ガイドラインに対応した一時保護所の環境整備及び現在の配置標準に基づく職員配置ができるスペースや面接室の確保を行うため、中央区にある現こども相談センターの移転建替えを平成 31 年 1 月 23 日の戦略会議において決定した。また、職員増員や一時保護所の新基準等に適合した建物規模等を検討し、7 月の建設事業評価において審議いただいたところである。

(3 か所体制から 4 か所体制へ)

しかしながら、平成 30 年度の虐待相談件数は 6,316 件と、3 か所設置を決める元となった平成 25 年度の件数の約 2 倍となっており、今年度も昨年度を上回るペースで増加している。

また、一時保護所については、平成 26 年度から 2 か所を設置し定員を 100 名としてきたところであるが、一日あたりの平均入所児童数は、平成 30 年度で平均 100.3 名、今年度上半期の平均は 108.4 名となっており、最大入所者数でいえば 159 人になっている。

これまでは、南部こども相談センター（定員 30 名）と令和 3 年開設予定の北部こども相談センター（定員 40 名）、建替え後のこども相談センター（定員 60 名）の 3 か所体制、合計 130 名として整備を進めていたが、入所児童数が増加傾向にあり、常態化している定員超過に対して、必要な一時保護を実施していくためには、全体の入所定員を増やす必要があると考え、北部と同様 40 名定員の一時保護所を附設した 4 か所目の児童相談所の設置及びその候補地について、令和元年 10 月 30 日の戦略会議において決定した。

2 第 1 回会議で審議いただいた「こども相談センター建替え事業」について

- ・ 令和元年度第 1 回建設事業評価で審議いただいた「こども相談センターの建替え事業」については、現在のこども相談センター一時保護所の児童居室等が、現行の法的整備基準を満たしていないことや、一時保護ガイドラインに基づく環境改善がされていないこと、児童福祉司等の増員に伴い事務室や面接室の不足が見込まれることなどに早急に対応するためであり、7 月審議の内容で整備をすすめさせていただくことをご理解いただきたい。
- ・ なお、4 か所目の児童相談所設置については、事業費が 10 億円を超える見込みであり、令和 2 年度以降の建設事業評価で審議いただくこととなるため、その際に、4 か所体制での各児童相談所の管轄行政区の設定等について、ご報告させていただきたいと考えている。